巾役所からのお 知らせ

行政相談所

問合せ先=総務課行政係☎内線321

望などはありませんか。次の通り行 ている仕事について、意見・苦情や要 にご相談ください。 政相談所を開設しますので、 市役所や国、 県などの機関が行っ お気軽

松浦会場

【場所】 6 月 11 日 (木) 午前10時~午後4時

市役所別館会議室

行政相談委員(敬称略)】

福島会場

場所 6月9日 (火) 午前10時~午後4時

福島保健センター

〔行政相談委員(敬称略)

德田芳朗☎0955-47-2422

(日時) 6月1日 (月) 正午~午後4時

鷹島会場

鷹島町民集会所

【行政相談委員(敬称略)】

小田鐵三郎☎0955-8-2444

条例などの実施状況平成26年度松浦市情

問合せ先=総務課行政係

【情報公開条例の実施状況】

表します。 定に基づき、 松浦市の情報公開条例第18 実施状況を次の通り公 発の規

開示請求=21件

(開示2件、部分開示0件、不開示0件、 公文書不存在1件、継続審理中0件)

【個人情報保護条例の実施状況】

定に基づき、 表します。 市の個人情報保護条例第47条の規 実施状況を次の通り公

- 開示請求=1件 (開示1件、部分開示0件、不開示0件 公文書不存在0件、継続審理中0件
- 訂正請求=0件
- 利用停止請求=0件

休日における水道の補修当番

問合せ先=上下水道課水道業務係 ☎内線131

島地区は地区内の指定業者へご連絡 当番業者へお願いします(福島・ ください)。 今月の当番は次の通りです。 水道の修繕のお申し込みは、 直接 鷹

[6月]

有松浦設備

0956

報公開 支給されます

☎内線321 **問合せ先**=子育て・こども課子育て支援係

☎内線171

給付措置として実施します。 子育て世帯に対して、 消費税率引上げの影響等を踏まえ、 臨時特例的な

年の所得が児童手当の所得制限額に 児童手当の受給者であって、平成26 されている人で、平成27年6月分の 満たない人が対象です。 いて、松浦市の住民基本台帳に登録 基準日(平成27年5月31日)にお

【対象児童】

児童手当の対象となる児童 (支給対象者の) 平成27年6月分の

(支給額)

が支給されます。 対象児童一人につき3, 0 Ō Ŏ 円

※児童手当の現況届(6月)に併せ て給付金の申請手続きをお知らせ します。

※公務員の人には、 がありますので、 ご確認ください 勤務先から案内



子育て世帯臨時特例給付金が 児童手当現況届の受け付けが 始まります

問合せ先=子育て・こども課子育て支援係

うかを審査するためのものです。 続き受ける要件を満たしているかど 状況を確認し、児童手当などを引き 要です。この届は6月1日における 人は、毎年6月に現況届の提出が必 現在、 該当者には通知書を送付しますの 児童手当·特例給付受給中

済ませてください。 で、6月30日までに、必ず手続きを

は不要です。 認定請求をした人は、 なお、平成27年5月以降に新たに 現況届の提出

平成7~9年度の介護保険料を改定します

問合せ先=長寿介護課介護保険係 ☎内線145、 1 5 4

必要となる介護保険サービス給付費や 負担率などをもとに3年ごとに見直 被保険者数の見込み、第1号被保険者 65歳以上の介護保険料は、3年間で

を行いました。詳細については、 期における介護保険料について見直 事業計画の期間です。このたび、 平成7年度から29年度までは第6期 個別に通知します。 6月 第 6

『市長とみんなで対話しゅうかい』 参加グループ募集!

○問合せ先 政策企画課秘書広報係 ☎内線 302

市民の皆さんの意見を今後のまちづくり施策に反映させるための懇話 会を次のとおり開催します。

参加を希望するたくさんのグループのご応募をお待ちしています。

- 【対象】① 市内に在住または勤務する者で組織する構成員 がおおむね 10 人以上のグループ(ただし会への 参加は 15 人以内とします)。
 - ② 右記のテーマに沿った活動またはテーマに関心 のあるグループ。
- 【日時】7月1日(水)~8月31日(月)の平日で、午後1時 ~9時の参加グループが希望する日時で開催。
 - ※懇談の時間は1時間程度。
 - ※上記の期間中に5~10回程度開催予定
- 【場所】グループが日ごろ活動している場所などに市長が お伺いします。
- 【申込】市役所、各支所・出張所に置いてある所定の申込書 に必要事項を記入の上、政策企画課または各支所・ 出張所へ提出してください。
 - ※応募の締め切りは7月31日(金)まで



メインテーマ

- 1. 活き活きと子どもが育ち、 学びが豊かな心を育むまち
- 2. 健康で笑顔あふれる、 ふれあい支え合いのまち

上記の2つの懇談テーマで募集します。

スポーツ安全保険に加入しませんか

○問合せ先 生涯学習課スポーツ振興係 ☎内線 312

【対象者】 スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動などを行う 5 人以上の団体・グループ 【掛金および保険金額】 下記の通り。※手続きの方法など詳細はお問い合わせください。

一般団体の加入区分

平成 27 年度スポーツ安全保険の掛金・補償内容一覧

	加入対象者		対 象	加入区分年間掛金							突然死葬祭費用
				(-	-人当たり)	死 亡	後遺障害(最高)	入院(日額)	通院(日額)	(免責金額なし)	保険支払限度額
団体活動を行う	子ども (中学生以下 特別支援学校 高等部の 生徒を含む。)		団体活動全般 (スポーツ・ 文化・ ボランティア・地域活動など)	A 1	800円	2,000 万円	3,000 万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償、合算1事故 5億円 ただし、身体賠償は1人 1億円	突然死 (急性心不全
			団体活動全般及び個人活動 ※ A W区分の特徴: 個人活動・ 個人練習なども補償の対象 となります。	A W	1,450 円	2,100万円	3,150 万円	5,000円	2,000円	身体・財物賠償、合算 1事故 5億500万円 ただし、身体賠償は 1人 1億500万円	脳内出血など) 180 万円
ئ ا ت					1,450 🗇	100 万円	150 万円	1,000円	500円	身体·財物賠償 合算 1 事故 500 万円	対象外
人以上の方々でご加入ください。	夶		文化・ボランティア・地域活動、 団体員の送迎、応援、準備、片付け	A 2	800円	2,000 万円	3,000 万円	4,000円	1,500円	 身体・財物賠償 合算 1事故 5億円 ただし、身体賠償は 1人 1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180 万円
			スポーツ活動 スポーツ活動の指導・審判	С	1,850円	2,000 万円	3,000 万円	4,000円	1,500円		
			<mark>子ども</mark> へのスポーツ活動の指導・審判	A C	1,300円	1,000 万円	1,500 万円	2,500円	1,000円		
		65 歳 以上	スポーツ活動	В	1,000円	600 万円	900 万円	1,800円	1,000円		
6	全年齢		危険度の高いスポーツ活動	D	11,000円	500 万円	750 万円	1,800円	1,000円		

短期スポーツ教室の加入区分(教室ごとに5人以上で加入してください)

Web 限定 全年齢	短期スポーツ教室(開催期間 3 カ月以内)の活動	短期スポーツ教室	800円	2,000 万円	3,000 万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償、合算 1 事故 5 億円 ただし、身体賠償は 1 人 1 億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 180 万円
---------------	-----------------------------	----------	------	----------	----------	--------	--------	--	------------------------------------